

件名：漁業法に基づく指示事項

(沖縄海区漁業調整委員会)

沖縄海区漁業調整委員会指示 9 第 3 号

沖縄海区におけるイルカ漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 9 年 9 月 30 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 照喜名朝進

(定義)

- 1 この指示において、「イルカ」とは、齒鯨亜目（マッコウクジラ科を除く。）の鯨をいう。
(操業の承認)
- 2 この漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
(承認の対象者)
- 3 承認の対象となる者は、前年においてイルカ漁業の操業実績を有する者又は委員会が特に認めた者で、船舶総トン数 10 トン未満の動力漁船を使用するものとする。
(操業の承認をしない場合)
- 4 委員会は、次のいずれかに該当する場合は操業の承認をしない。
 - (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
 - (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
 - (3) 同一の漁業者が 2 隻以上申請した場合
(操業期間の制限)
- 5 この漁業は、1 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間は操業してはならない。
(陸揚港の制限)
- 6 捕獲したイルカは、名護漁港又は宜名真漁港に陸揚げしなければならない。
(承認証の携帯義務)
- 7 操業の承認を受けた者は、この漁業を操業するときは、当該承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
(操業状況の報告)
- 8 操業の承認を受けた者は、毎月 10 日までに前月に係るイルカ漁業の操業状況について、その住所の所在する市町村の長を経由して委員会に報告しなければならない。
(指摘事項の遵守)
- 9 操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
(承認の取消し)
- 10 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したときは、承認を取り消すことがある。
(取扱要領)
- 11 この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る事務の取扱いについては、別に定める「イルカ漁業承認取扱要領」によるものとする。
(指示の有効期間)
- 12 この指示の有効期間は、平成 9 年 10 月 1 日から平成 12 年 9 月 30 日までとする。